

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第10号）の施行期日は、令和3年2月11日とする。